市で処理できないごみ

メーカー等が回収・リサイクルするもの

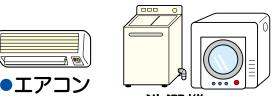
家電4品目 家電リサイクル法

次の4品目は家電リサイクル法に基づき、メーカーでの回収・リサイクルが 義務づけられています。





- ・液晶式、プラズマ式
- ・ブラウン管式



●洗濯機・ 衣類乾燥機



●冷蔵庫·冷凍庫



家電販売店による引き取り

- ・家電販売店によっては引き取りを行っています。
- ・引き取りの可否、料金、方法等は各販売店へお問い合わせください。

家電販売店による引き取りができない場合

- ① 郵便局で家電リサイクル券を購入して指定引取場所まで直接搬入する。
 - 指定引取場所 ※ 直接搬入の前に電話連絡をしてください。
 - ㈱豊和商事

住所:長岡市新組町2474-1 電話:24-6322

○ 日本通運㈱中越支店

住所:長岡市要町1-4-44 電話:36-4400

② ①による直接搬入ができない場合は、下記の許可業者へ処理を依頼する(P24参照)

· 何小千谷清掃社 · 何中越清掃社 · 衛保科産業

オートバイ





このマークのある車両は、廃棄時に リサイクル料金の負担はありません。

二輪車はメーカーなどが自主的に適正処理、再資源化を行っていますので、廃棄する 場合は以下へ確認してください。

- ○廃棄二輪車取扱店(店頭に指定のマークのある店舗)
- ○二輪車リサイクルコールセンター
 - ・電話 050-3000-0727
 - ・ホームページ http://www.jarc.or.jp/motorcycle/



※指定マーク

専門業者へ処理を依頼するもの











・タイヤ

・バッテリー

●消火器

●コピー機

●燃料類











●薬品類

●流し台

●ピアノ

コンクリート 製品

●浴槽

品名	業者
メーカー等が回収・リサイクルするもの	販売店、メーカー
自動車部品(タイヤ、ホイール、バッテリーなど)	販売店、自動車屋
バイク	販売店、メーカー
モーター、金属の塊	くず鉄業者
農機具	農機具店、くず鉄業者
消火器、ガスボンベ (カセットボンベは除く)	販売・取扱店
農薬、その他薬品類	専門業者
ガソリンなどの燃料、廃油、オイルなど	専門業者
注射針などの感染性のある在宅医療廃棄物	かかりつけの医療機関
建築廃材(FRP製のもの、かわら、浴槽、風呂釜、 洗面台、流し台、石膏ボード、断熱材など)	専門業者
産業廃棄物	専門業者
上記以外で指定するもの	購入店、専門業者

許可業者一覧

処理場へ持ち込めない場合や、事業所から出るごみの収集は許可業者へ処理を依頼してください(有料)。 ※料金は各社へお尋ねください。

業者名	住 所	電話番号
街小千谷清掃社	栄 町	82-6181
(有)中越清掃社	木津町	82-2955
有保科産業	小粟田	82-6721